

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長が平成30年2月28日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付を支給しない旨の処分の取り消すことを求める。

第2 事案の概要

1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、昭和55年4月1日、A会社に雇用され、B所在の同社C営業所において事務職として勤務していた。

2 請求人によれば、平成18年9月7日、ロール紙の入った約14kgのコンテナ（縦38cm、横42cm、幅20cm）を、床上からの高さ70cm又は130cmの棚から下ろす作業を行っていたところ、腰に強い痛みを感じた（以下「本件事故」という。）という。

請求人は、同年9月11日、D医療機関で「腰椎椎間板ヘルニア」と診断され、その後、E医療機関、F医療機関、G医療機関にも受診し、加療の結果、平成20年4月30日に治癒（症状固定）となった。

3 請求人は、治癒後、障害が残存するとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級第12級の12に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、棄却されたため再審査請求をしたが、当審査会は平成21年10月14日付けでこれを棄却する旨の裁決をした（平成21年労第163号事件。以下「第1次裁決」という。）。

4 請求人は、平成22年1月からH医療機関で「仙腸関節障害、腰椎椎間板ヘルニア」と診断され、この傷病は本件事故による傷病が再発したものであるとして、

監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は再発とは認めず、不支給の処分をした。

請求人は、この処分を不服として審査官に審査請求をしたところ、棄却されたため再審査請求をしたが、当審査会は平成24年6月15日付けでこれを棄却する旨の裁決をした（平成23年労第595号事件。以下「第2次裁決」という。）。

- 5 請求人は、平成25年7月4日からG医療機関で「仙腸関節障害、腰椎椎間板症及び薬物過敏症」と診断され、同年8月12日には「薬物過敏症」によりI医療機関に検査入院し、これらの傷病は本件事故による傷病が再発したものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は再発とは認めず、不支給の処分をした。

請求人は、この処分を不服として審査官に審査請求をしたところ、棄却されたため再審査請求をしたが、当審査会は平成27年8月7日付けでこれを棄却する旨の裁決をした（平成26年労第615号事件。以下「第3次裁決」という。）。

- 6 請求人は、平成27年9月1日、H医療機関で「仙腸関節障害、腰椎椎間板ヘルニア」と診断され、この傷病は本件事故による傷病が再発したものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は再発とは認めず、不支給の処分をした。

請求人は、この処分を不服として審査官に審査請求をしたところ、棄却されたため再審査請求をしたが、当審査会は平成30年2月7日付けでこれを棄却する旨の裁決をした（平成29年労第171号事件。以下「第4次裁決」という。）。

- 7 本件は、請求人が、平成29年7月19日からH医療機関で加療した傷病名「仙腸関節障害、腰椎椎間板ヘルニア、慢性疼痛、頸髄症」及び平成29年9月27日からG医療機関において加療した傷病名「仙腸関節症、両肩関節周囲炎、腰椎椎間板症、慢性疼痛、薬物過敏症」について、「頸髄症」は業務上の事由によるものであるとして、また、その他傷病は、本件事故による傷病が再発したものであるとして療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたため、これを不服として本件処分の取消しを求める事案である。

- 8 請求人は、審査官に対し審査請求をしたところ、審査官が令和元年7月8日付けでこれを棄却する旨の決定をしたため、この決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

#### 1 請求人

(略)

#### 2 原処分庁

(略)

### 第4 争 点

請求人の本件傷病が本件事故による傷病の再発であるか。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 理 由

#### 1 当審査会の事実認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、審査請求の理由において、頸髄症については本件事故と関係ないことが判明した旨を述べており、本件傷病が本件事故による再発であることのみを主張していることから、以下、本件傷病について再発の要件(決定書理由)に基づき、検討する。

(2) 本件傷病と本件事故との相当因果関係が認められないことは、当審査会の第1次裁決、第2次裁決、第3次裁決及び第4次裁決において判断してきているところである。一件記録を精査しても、上記各裁決書における判断を変更すべき医学的意見等の資料は認められない。

(3) なお、請求人は、治癒(症状固定)時より症状が悪化したことを主張するが、その裏付けとなる資料もないことに照らせば、本件傷病を本件事故による傷病の再発と認めることはできない。

#### 3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年7月31日